

# 令和元年度亀山市婚活支援事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

本募集要領（以下「本要領」という。）は、亀山市が、令和元年度亀山市婚活支援事業業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザルにより募集するにあたり、必要とする事項について定めるものである。

## 1 業務の概要

- (1) 業務名  
令和元年度亀山市婚活支援事業業務委託
- (2) 業務内容  
別紙令和元年度亀山市婚活支援事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和2年2月28日（金）まで

## 2 参加資格要件等

本業務の受託候補者選定のための公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という）に参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 本業務を履行するノウハウを有し、かつ、本業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 亀山市と円滑な連絡調整が出来る地域に事業所を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 過去に、自社、関連企業等において、結婚の支援に係るイベント等の開催実績を有していること。
- (6) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (8) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 企画提案書等の提出期限までに亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録され、その後継続して登録されている者であること。

### 3 企画提案書等の作成様式、提出部数及び記載上の留意事項

下記の書類を提出すること。

(1) 令和元年度亀山市婚活支援事業業務委託公募型プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）：1部

(2) 企画提案書（任意様式）一式：7部

①企画提案書 A4版

別紙仕様書に基づき、各イベント等の内容が明確にわかるよう、具体的に提案すること。

また、本要領8（2）の審査項目及び評価基準に対応した内容がわかるものとする。

②関係書類

次の項目に関する書類を提出すること。

ア 会社等の事業概要がわかる会社案内等の資料

イ 業務執行体制

スタッフの総数、内訳（業務別に人数等）と今回の業務を担当するスタッフの氏名及び業務実績（経験年数等）、事務局との打合せ体制、連絡体制等、業務をスムーズに行うための推進体制

ウ 事業実施当日の業務執行体制

準備、後片付けなど、適切な運営が確保できるタイムスケジュール

エ 本要領の2（5）の内容がわかる資料

(3) 見積書（任意様式）：1部

業務委託料の限度額：140万円（消費税及び地方消費税額を含む。）

ア 各イベント等の経費が把握できるように記載すること。

イ 宛名は、亀山市長とすること。

ウ 事業全体の収入と支出を示すこと。また、参加料を徴収する場合は、委託料に参加料が含まれないことがわかる内容とすること。

(4) 留意事項

提出書類の名義は、入札参加資格者名簿に登録されたものとする。

### 4 担当部署

亀山市総合政策部政策課政策調整グループ

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

電話：0595-84-5123

ファクシミリ：0595-82-9685

電子メール：[seisaku@city.kameyama.mie.jp](mailto:seisaku@city.kameyama.mie.jp)

## 5 本要領及び仕様書の交付

### (1) 交付期間

令和元年6月10日(月)から同年7月1日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 交付場所

4の担当部署とする。

### (3) 交付方法

直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。

### (4) 交付書類

- ①令和元年度亀山市婚活支援事業業務委託公募型プロポーザル参加意思表明書
- ②令和元年度亀山市婚活支援事業業務委託公募型プロポーザル募集要領
- ③令和元年度亀山市婚活支援事業業務委託仕様書

## 6 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

### (1) 提出方法

- ①持参又は郵送(送達を確認すること。)とする。
- ②持参の場合は、参加者はあらかじめ4の担当部署に連絡するものとし、提出期限までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とする。

### (2) 提出先

4の担当部署とする。

### (3) 提出期限 令和元年7月1日(月)午後5時15分

## 7 企画提案書等についての質問の受付及び回答

### (1) 提出方法

- ①持参、郵送、電子メール又はファクシミリ(送達を確認すること。)とする。
- ②持参の場合は、参加者はあらかじめ4の担当部署に連絡するものとし、提出期限までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とする。

### (2) 様式

様式は自由とする。質問内容を簡潔に記載すること。

### (3) 提出先

4の担当部署とする。

### (4) 提出期限

令和元年6月24日(月)午後5時15分

### (5) 回答

受付後速やかに、電子メールにて本プロポーザル参加者全員に回答する。

## 8 受託候補者の選定に係る企画提案書等の評価方法及び評価基準

### (1) 評価方法

本業務の受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催し、参加者が企画提案書の内容について説明（プレゼンテーション）を行い、選定委員会委員（以下「委員」という。）が評価する。

### (2) 評価基準

評価は、委員が下表の審査項目及び評価基準に基づき、実績や業務執行体制、提案内容、プレゼンテーション及び見積価格について評価し、最も合計点の高い企画提案書を選定する。なお、同点の参加者が複数ある場合は、委員の多数決により選定する。ただし、選定のための最低基準点を定め、委員の平均点が53点以上であれば選定とし、53点未満であれば不選定とする。

審査項目	評価基準	配点
1. 基本的な考え方	・企画内容が、業務目的に合致しているか。	10
2. 実施体制	・過去の実績や個人情報管理の徹底を含めた信頼性のある取組体制から、事業遂行能力が十分であると認められるか。	10
3. 参加者募集	参加者を集めやすい募集方法、情報発信、時間、料金設定などを考えているか。	10
4. 実施内容	・亀山市の資源を活用した内容となっているか。	15
	・各イベント等の内容が明確に示されているか。	10
	・参加男女が交流する機会が多くなるプログラムが設定され、カップル成立に繋がるより高い事業効果が見込まれる内容となっているか。	10
	・工夫やアイデアが豊富で、参加者に訴求力がある内容となっているか。	10
	・天候の変化等への対応を考慮した内容となっているか。	5
	・実現性の高い内容となっているか。	5
	・準備、後片付けを含め、適切な運営が確保できるタイムスケジュールとなっているか。	5
5. 全体スケジュール	・計画的な全体スケジュールとなっているか。	5
6. 経費見積	・見積額は、企画内容等に比して適切なものか。	5
合計		100

## 9 選定委員会（プレゼンテーション）

### (1) 日時

令和元年7月10日（水）午後1時30分から（詳細は後日連絡）

### (2) 場所

亀山市役所3階 理事者控室（〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地）

### (3) 内容

1参加者あたり、プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度、合計30分程度とする。

※プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、参加者が準備すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは亀山市で用意する。

## 10 選定結果の通知

### (1) 選定結果通知

選定結果は、選定後速やかに参加者全員に通知する。

### (2) 非選定理由の通知

参加者のうち、企画提案書を選定しなかった者に対して、選定しなかった旨の通知を行う。

- ①通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）に書面により、亀山市長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。
- ②非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により通知するものとする。

## 11. 契約締結までのスケジュール

令和元年 6月10日（月）	公募開始
令和元年 6月10日（月）から 令和元年 6月24日（月）午後5時15分まで	企画提案書等についての質問受付
令和元年 6月10日（月）から 令和元年 7月 1日（月）午後5時15分まで	・企画提案書等の提出 ・入札参加資格者名簿への登録
令和元年 7月10日（水）午後1時30分から	選定委員会（プレゼンテーション）
令和元年 7月 末頃	結果通知
令和元年 8月上旬頃	契約締結

## 12 参加申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて、書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 評価の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会委員長が失格であると認めた場合

### 1 3 その他

- (1) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は支給しない。
- (3) 提出書類は、一切返却しない。
- (4) 提出書類は、公表することがある。
- (5) 提出書類は、本業務の受託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 本プロポーザルの評価結果に基づき、亀山市は受託候補者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。ただし、選定した受託候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定する者に該当することとなった場合は、契約を締結しない。この場合、再度受託候補者を選定する。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定によりその例によることとされている亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱の規定による指名停止又は契約等の相手方となるものから、当分の間排除する措置を行うことがある。
- (8) 本業務を遂行するにあたり知り得た情報について、亀山市の許可なくして外部に漏らしてはならない。
- (9) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (10) 参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。ただし、参加辞退の申し出は、企画提案書等の提出期限前日の午後5時15分までに、書面（任意様式）にて行うこととする。